

質疑応答書

業務名	網走市観光動画制作事業	
	質疑事項	回答事項
	<p>プロポーザル実施要領の、第6の3「記入上の注意事項」について質問します。</p> <p>「企画提案者が特定される可能性のある会社名や代表者名等については説明しないこと。」と記載されていますが、</p> <p>一方で、第6の1の(3)には、提案書に「会社概要を説明すること」と記載されています。</p> <p>「企画提案書」に会社概要は説明する必要があるが、社名を記入してはいけないということなのでしょうか？ 社名を記入せずに事業内容を説明するということでしょうか？</p> <p>質問年月日：2026年6月9日</p>	<p>ご認識の通りです。</p> <p>本プロポーザルでは、選定委員会における審査の公平性を確保し、特定の事業者であることによる先入観にとらわれずに提案内容のみを客観的に評価するため、企画提案者が特定できる情報の記載を制限しています。</p> <p>そのため、企画提案書に、社名を記載する必要がある場合は、「弊社」や「提案事業者」等と表記し、企画提案者が特定されない表現を用いて、会社概要や人員配置、業務実績等を説明してください。</p> <p>回答年月日：2026年6月10日</p>